

## 租特透明化法の制定に伴う

### 連結法人における適用額明細書の記載の手引

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。これにより、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

平成 23 年 4 月

国 税 庁



**e-Tax**

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
をご覧ください。

## 目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要……………	(1)
1	適用額明細書の様式……………	(2)
•	Q&A……………	(4)
2	適用額明細書の提出（流れ）……………	(6)
3	記載にあたっての留意事項……………	(6)
II	適用額明細書の書き方……………	(7)
1	記載要領……………	(7)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方……………	(8)
3	整理番号・業種番号の表示位置……………	(9)
•	書面で提出する場合（前年の申告書を書面で提出した法人）……………	(9)
•	書面で提出する場合（前年の申告書をe-Taxで行った法人）……………	(10)
•	e-Taxを利用して提出する場合……………	(11)
•	事業種目・業種番号一覧表……………	(12)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）… 目次：〔1〕～〔5〕	
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方……………	1～81

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則

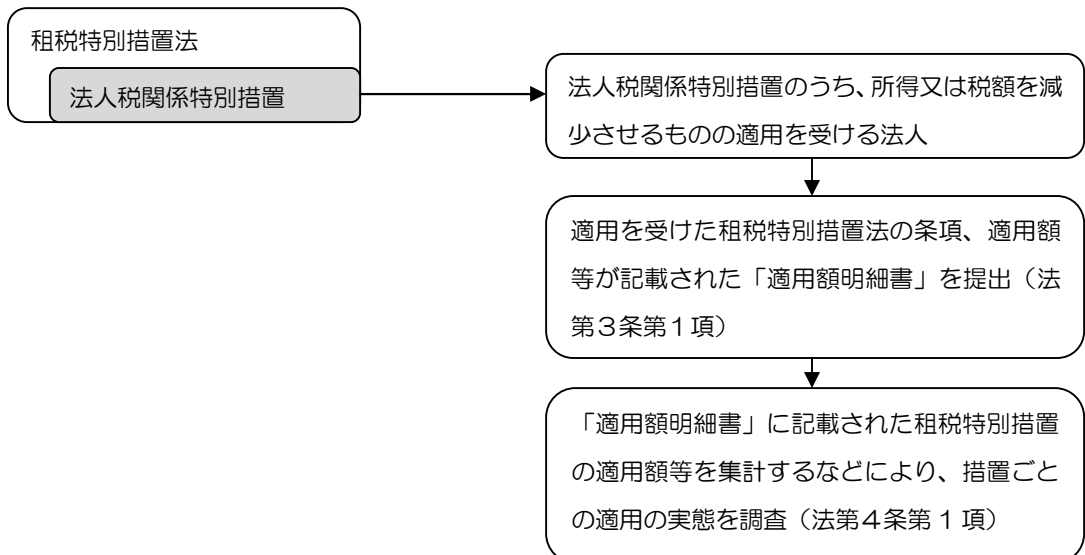
## I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定され、平成 22 年 3 月 31 日に公布されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置（注）を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法附則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）

今後は、この適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります。（法第 1 条）

### ○ 租特透明化法の概要



(注) 租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税の負担を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は、内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定により規定されたものとされています。(法第2条第1項第二号)

このうち、申告書への適用額明細書の添付が必要となる「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。(令第2条)

法人税関係特別措置の一覧は、「Ⅲ 適用額明細書法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」の目次：〔1〕～〔5〕に掲げているとおりです。

## 1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式となっています。

「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

なお、「適用額明細書」の様式については、平成23年6月上旬以降、国税庁ホームページからダウンロードできる予定です。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合(前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の「要」に回答いただいている場合)には、平成23年4月決算法人以降、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。



**Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？**

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

(注)「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

**Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？**

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

**Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？**

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている<sup>(注)</sup>場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信ができますか？

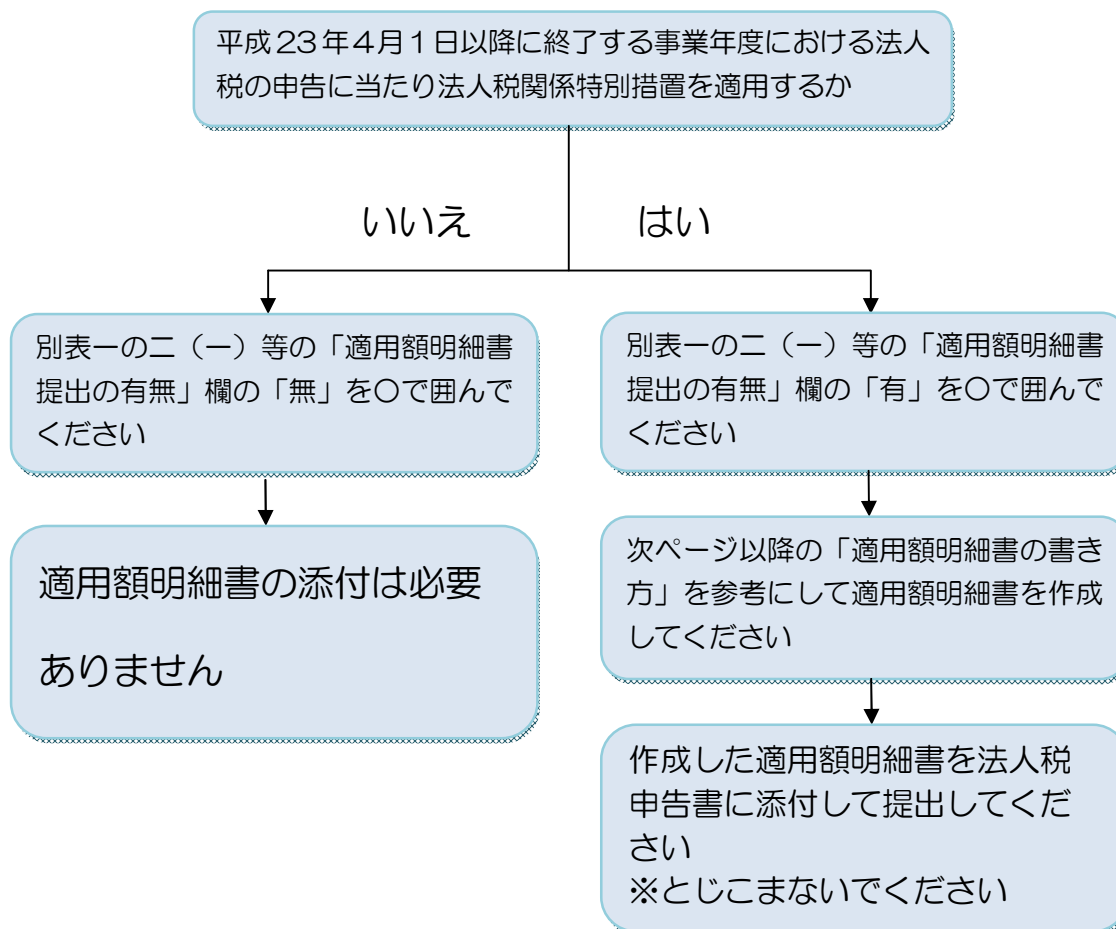
A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信が可能となる予定です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

### 3 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



### 4 記載にあたっての留意事項

- ① 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - (2) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。  
なお、「▲」は使用しないでください。
- ② 記載を了した適用額明細書は、他の書類ととじこみ等をしないで、申告書に挟み込んでください。
- ③ 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- ④ OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。



## II 適用額明細書の書き方

### 1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(9)～P(11)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 (P(12)～P(14)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 (P(12)～P(14)の表を参照)	【書面での申告】 次ページを参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください
⑥期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額 (法第2条第7号)	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

## 2 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

様式第二

平成 23年 6月 30日	自平成 22年 05月 01日	至平成 23年 04月 30日	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
齧町 税務署長殿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		
納税地 東京都千代田区大手町1-1-1	整理番号 00123333	提出枚数 1枚	うち 1枚目
(フリガナ) カシガイヤ コケイシャ	事業種目 医薬品卸売業	業種番号 35	
法人名 株式会社 国税商事	提出年月日 平成 年 月 日		
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 100000000			
⑦ 所得金額又は欠損金額 100000000			

この用紙はとじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第68条の9第6項第⑨号	10008	⑩ 300000
第68条の第⑪項第⑫号		

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連結事業年度	法人名
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表「1」の合計)	1	前期繰越額又は前期税額控除限度額	円
中小連結法人税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	円
<b>7欄</b> 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」 ②区分番号に、「10008」 ③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください		当該連結親法人事業年度の月数	円
		前連結親法人事業年度の月数	円
		試験研究費の額の合計額 $\times (1)$	円
		前期繰越額又は前期税額控除限度額	円
		当期繰越額又は当期税額控除限度額	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「28の②」)	6	前期繰越額又は前期税額控除限度額	円
当期分の特別控除額 (5)-(6)	7	300,000	円
		当期分	円

別表六の二(四) 平二二・四・一以後終了連結事業年度分

### 3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一の二（一）連結申告用

東京都千代田区大手町1-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税太郎	平成 22 年 5 月 1 日 連結事業年度	平成 23 年 4 月 30 日	税務署長
--	---------------------------	------------------	------

06 業種番号 3500

00123333

上記の番号は、貴連結法人（連結グループ）の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。  
 【注意】印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)~P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、連結事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限を過ぎますので、次の事項に留意の上、期限内に申告・納付をお願いします。

（適用額明細書）

様式第二

平成 23 年 6 月 30 日

魏町 税務署長殿

自平成 22 年 05 月 01 日 ① 連結事業年度分の適用額明細書  
 至平成 23 年 04 月 30 日 (当初提出分) 再提出分

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1 ②	整理番号	00123333
(フリガナ)	カネシゲイシヤ コトウシヨウジ	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事 ④	事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額	10000000	提出年月日	平成 23 年 6 月 30 日
⑦ 所得金額又は欠損金額	10000000		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号 ⑨	10008	⑩ 300000
第 68 条の 第 項 第 号		

この用紙はとごまかさないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみを折った状態で提出してください。

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号について、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号XXXXXXXXXXXXXX 整理番号 00123333	① 別表一の二(一)連結申告用
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	
麴町 税務署長	
平成22年05月01日 平成23年04月30日 連結事業年度分の連結確定申告について	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

（適用額明細書）

様式第二

平成23年 6月 30日	自平成 22 年 05 月 01 日	至平成 23 年 04 月 30 日	① 連結事業年度分の適用額明細書 ① (当初提出分・再提出分)
麴町 税務署長殿	② 整理番号 00123333		
東京千代田区大手町1-1-1 電話(03) 3313-3313	③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目		
(フリガナ) カクシキガイシャ コクゼイイショウ	④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35		
法人名 株式会社 国税商事	⑥ 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 1000000		
⑦ 所得金額又は 欠損金額 1000000	⑧ 提出年月日 平成 年 月 日		

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のOCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折った

この用紙はとじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
		十 千 円
⑧ 第68条の9第6項第	⑨ 10008	⑩ 30000

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

**【e-Tax を利用して提出する場合】**

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して入力してください。  
 また、業種番号について、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

**(申告のお知らせ)**

利用者識別番号 整理番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX 00123333	① 別表一の二(一)連結申告用
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
魏町 税務署長		
平成22年05月01日 平成23年04月30日		
連結事業年度分の連結確定申告について		
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ		

**(適用額明細書)**

様式第二

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

平成23年 6月 30日	自 平成22年 05月 01日	連結事業年度分の適用額明細書
魏町 税務署長殿	至 平成23年 04月 30日	① (●当初提出分・○再提出分)
納税地	東京都千代田区大手町1-1-1 電話 (03) 3313 - 3313 ②	連結グループ 整理番号
(フリガナ)	カクシカクイキ コクエイショウジ	連結親法人 整理番号
法人名	株式会社 国税商事 ③	提出枚数
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 ⑥	10,000,000 円	1枚 うち 1枚目
所得金額又は 欠損金額 ⑦	1,000,000 円	事業種目
		医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
		提出年月日
		年 月 日
租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第68条の 9 第6項第号 ⑨	10008	⑩ 300,000 円
第68条の 第 項 第 号		

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を入力してください。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号	
食料品製造業	01	水産食料品	金属製品製造業	
		調味料		被覆、彫刻、その他の金属表面処理
		精穀、製粉		くぎ、ボルト、ナット、線材製品
		砂糖	機械製造業	その他の金属製品
		菓子		金属加工機械
		パン類		繊維機械
		清涼飲料		農業用機械
		酒類		建設機械
		畜産食料品		産業用機械
		その他の食料品		事務用・サービス用・民生用機械器具
製糸、紡績、ねん糸業	02	産業用電気機械器具製造業	その他の機械	
			製糸	産業用電気機械器具
			紡績	電子機器
織物業	03	民生用電気機械器具電球製造業	電子機器	
			綿・スフ織物	民生用電気機械器具、電球
			絹・人絹織物	
			毛織物	
ニット製造業	04	通信機械器具製造業	通信機械器具	
染色整理業	05			
その他の繊維工業	06			
衣服、その他の繊維製品製造業	07	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	
			男子服、作業服、学校服	鉄道車両
			婦人、子供服	自転車・オートバイ
			ワイシャツ、下着	船舶
		帽子、毛皮製衣服、その他の衣服	その他の輸送用機械器具	
その他の繊維製品	理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等		
木材、木製品製造業	08	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	
			製材	
			木製容器	
家具、装備品製造業	09	時計・同部品製造業	時計・同部品	
			その他の木製品	
			家具	
パルプ、紙、紙製品製造業	10	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	
			パルプ、紙	事務用品
			紙製容器	貴金属製品
新聞、出版、印刷業	11	その他の製造業	楽器、レコード	
			その他のパルプ・紙製品	装身具、装飾品
			新聞、出版	プラスチック製品
化学工業	12	飲食料品卸売業	その他の製造	
			化学肥料	米穀類
			有機化学工業製品	野菜、果物
			化学繊維	食肉
			油脂加工品、石けん、塗料等	生鮮魚介そう
石油製品製造業	13	飲食料品卸売業	その他の農水畜産物	
			医薬品	酒類
石油製品製造業	13	飲食料品卸売業	乾物	
石炭製品製造業	14	飲食料品卸売業	菓子、パン類	
ゴム製品製造業	15	飲食料品卸売業	その他の飲食料品	
皮革・同製品製造業	16	繊維品卸売業	生糸、繭、原糸	
窯業、土石製品製造業	17	繊維品卸売業	呉服、太物	
			ガラス・同製品	その他の織物
			セメント・同製品	洋服類
			建設用粘土製品、耐火物	寝具類
			陶磁器・同関連製品	靴、履物
鉄鋼業	18	繊維品卸売業	かばん、袋物	
			その他の窯業・土石製品	下着類
非鉄金属製造業	19	繊維品卸売業	小間物	
金属製品製造業	20	建築材料卸売業	洋品雑貨、その他の繊維品	
			構築用金属製品	木材、竹材
金属製品製造業	20	建築材料卸売業	セメント	

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号			
建築材料卸売業	33	医薬品、化粧品 小売業	45			
板ガラス その他の建築材料		医薬品 化粧品				
家具、建具、じゅう器卸売業	34	百貨店	46			
				百貨店 各種商品小売		
		趣味・娯楽洋品 等小売業	47			
				スポーツ用品 がん具、娯楽用品 楽器、レコード 貴金属製品、宝石 その他の趣味・娯楽洋品等		
機械器具卸売業	36	その他の小売業	49			
				一般機械器具		
				自動車・同部品		
				輸送用機械器具		
				精密機械器具		
電気・通信機械器具						
鉱物、金属材料卸売業	37			その他の小売業	49	
						石炭
						石油
						鉱物
		鉄鋼				
非鉄金属						
貿易業	38	総合建設業	51			
						貿易
						輸出
その他の卸売業	39					総合建設業
				紙、紙製品		
				再生資源		
				家庭用金物		
				建築用金物		
				薪炭類		
				肥料		
		文房具				
		がん具、娯楽用品				
		貴金属製品、宝石				
その他の卸売						
飲食料品小売業	41	職別建設業	52			
				各種食料品		
				酒		
				食肉		
				鮮魚		
				野菜、果物		
				菓子、パン類		
				米穀類		
				料理品		
				その他の飲食料品		
織物小売業	42	鉄道業	61			
				呉服		
洋服地						
衣服、身の回り品小売業	43			道路旅客運送業	62	
						寝具類
						男子既製服
						男子注文服
						婦人・子供服
						靴
						履物
		洋品雑貨				
		小間物				
その他の衣服・身の回り品						
家具、建具、じゅう器小売業	44	道路貨物運送業	63			
				家具、建具		
				金物		
				荒物		
				陶磁器、ガラス器		
				家庭用電気機械器具		
その他のじゅう器						
				水運業	64	
						水運
						倉庫業
		倉庫				
		放送・電信・電話業	66			
						放送
		電信・電話				
		電気供給業	67			
		ガス・熱供給業	68			
		その他の運輸、運輸付随サービス、水道業	69			
航空運輸 運輸付随サービス						
		対個人サービス業	71			
				洗濯		
				洗い張り、染物		
				写真		
				理髪		
				美容		
				浴場		
				ソーブランド		
				駐車場		
				保育所、老人ホーム		
その他の対個人サービス						
	44	対事業所サービス業	72			
				広告		
				物品賃貸		
				情報サービス、興信所		
		映画業	73			
				その他の対事業所サービス		
		映画館				
		映画サービス				

	事業種目	業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
その他の飲食		
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業共同組合	
	漁業協同組合	
その他の銀行・信託		
その他の金融	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	



目 次

- ・【別表一の二（一）】法人税の特別税率（普通法人）  
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人(特定の医療法人を除く。)…………… 1
- ・【別表一の二（二）】法人税の特別税率（協同組合等）  
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分…………… 2
- ・【別表一の二（三）】法人税の特別税率（特定の医療法人等）  
各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分…………… 3
- ・【別表六の二（三）】試験研究費の総額等に係る特別控除  
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書…………… 4
- ・【別表六の二（四）】試験研究費に係る特別控除（中小連結法人）  
中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書…………… 5
- ・【別表六の二（五）】試験研究費の増加額等に係る特別控除  
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書…………… 6
- ・【別表六の二（七）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別控除  
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書…………… 7
- ・【別表六の二（八）】中小連結法人が機械等を取得した場合の特別控除  
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書…………… 8
- ・【別表六の二（九）】事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別控除  
事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書…………… 9
- ・【別表六の二（十）】沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別控除  
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書…………… 10

<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表六の二（十一）】 沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別控除</p> <p style="padding-left: 2em;">沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書……………</p> </li> </ul>	12
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表八の二】 受取配当等の益金不算入</p> <p style="padding-left: 2em;">連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	13
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十（一）】 沖縄の認定法人の所得の特別控除</p> <p style="padding-left: 2em;">沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書……………</p> </li> </ul>	14
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十（二）】 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p> <p style="padding-left: 2em;">探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書……………</p> </li> </ul>	15
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十（三）】 対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	16
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十（七）】 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	17
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十の二】 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	18
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十一（一の二）】 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	19
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（一）】 海外投資等損失準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	20
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（二）】 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	22

<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（三）】岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭探鉱場に係 る特定災害防止準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭探鉱場に係る特定災害防止準備金 の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	23
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（四）】特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金 算入</p> <p style="padding-left: 2em;">特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書……</p> </li> </ul>	24
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（六）】新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	25
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（七）】使用済燃料再処理準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	26
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（八）】原子力発電施設解体準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	27
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（九）】保険会社等の異常危険準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	28
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（十）】特別修繕準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">特別修繕準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	29
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（十一）】社会・地域貢献準備金の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	30
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十二（十二）】農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に 定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金 算入</p> <p style="padding-left: 2em;">農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取 得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	31
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（四）】収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	32
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（五）】特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損 金算入</p> <p style="padding-left: 2em;">特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細 書……………</p> </li> </ul>	33
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（六）】特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算 入</p> <p style="padding-left: 2em;">特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書……</p> </li> </ul>	38

<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入</p> <p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	39
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（八）】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入</p> <p>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	40
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（十）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入</p> <p>特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	41
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（十一）】平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入</p> <p>平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	42
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（十二）】賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入</p> <p>賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	43
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十三（十三）】転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入</p> <p>転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	44
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十四の二】寄付金の損金算入</p> <p>連結事業年度における寄付金の損金算入に関する明細書……………</p> </li> </ul>	45
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額</p> <p>旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書……………</p> </li> </ul>	46
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額</p> <p>旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書……………</p> </li> </ul>	51
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額</p> <p>旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書……………</p> </li> </ul>	56
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額</p> <p>旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書……………</p> </li> </ul>	61

- ・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額  
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書…………… 66
- ・【別表十六（七）】少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書…………… 71
- ・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入  
特別償却準備金の損金算入に関する明細書…………… 72

別表一の二(一) 30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

Header section containing tax authority information (平成 年 月 日), taxpayer details (納税地, 連絡親法人名), and administrative checkboxes (連結申告, 一連番号).

Section for reporting period (連結事業年度分の申告書) and tax law references (税理士法第30条, 第33条).

Main table with 45 rows for tax calculations, including items like '連結所得金額', '法人税額', and '控除額'.

Table for '30欄' (Section 30) calculations, including '所得税額等の還付金額' and '連結中間納付額'.

Text box explaining the application of special provisions for small businesses (中小企業) regarding the corporate tax rate, with numbered instructions ①, ②, and ③.

Table for '30欄' (Section 30) calculations, including '連結中間申告分', '法人税額', and '土地譲渡税額'.

Payment information section including bank details (銀行, 郵便局), account numbers, and the tax authority processing stamp (税務署処理欄).

Vertical text on the left side providing detailed instructions and definitions for various terms used in the form.

Vertical text on the right side, likely a page number or reference to another part of the document.

Bottom-most form area, possibly for a signature or stamp.

Bottom-most form area containing the tax authority stamp (税理士署名押印).

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

Header information form including tax authority, date, and company details.

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

Checkboxes for submission requirements.

Main calculation table with columns for tax amounts and rows for various tax items.

Table for tax payment amounts (24欄).

24欄: 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の...

Table for tax calculation details (28欄).

28欄: 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の...

Tax official signature line.

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分)...

別表一の二(三)

27欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種	状況	要否	別表等	※ 連続申告 一連番号	連続グループ 整理番号	連続事業年度 (至)	売上金額	申告年月日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	通信日付印	確認印	省 略 年 月 日
(フリガナ) 連続親 法人名	電話 ( ) -	連続親法人 整理番号	経理責任者 自署押印				連続事業年度 (至)								
(フリガナ) 代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等													
代表者 住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別増減額に關する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書												

平成 年 月 日

連続事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

翌年以降 送付要否	要	否
適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
税理士法第33条 の2の書面提出有	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	十億	百万	千	円
1 連続所得金額又は 連続欠損金額 (別表四の二[50]の①J)				
2 法人税額 (32)				
3 法人税額の特別控除額 (別表六の二[17]+別表六の二[16]+別表六の二[15]+別表六の二[14]+別表六の二[13]+別表六の二[12]+別表六の二[11]+別表六の二[10]+別表六の二[9]+別表六の二[8]+別表六の二[7]+別表六の二[6]+別表六の二[5]+別表六の二[4]+別表六の二[3]+別表六の二[2]+別表六の二[1])				
4 差引法人税額 (2)-(3)				
5 リース特別控除取戻税額 (別表六(十二)[30]+別表六(十五)[30]+別表六(十九)[30]+別表六(二十二)[30]+別表六(二十七)[31])				
6 土地譲渡利益金額 (別表三(二)[24]+別表三(二)[25]+別表三(三)[20])			0	0
7 同上に対する税額 (33)+(34)+(35)				
8 法人税額計 (4)+(5)+(7)				0
9 仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額				
10 控除税額 (8)-(9)と(38)のうち少ない金額				
11 差引連続所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)				0
12 連続中間申告分の 法人税額				0
13 差引この申告/連続中間申告の場合 は、その税額とし、マイナス の場合は、(11)へ記入				0
27 法人税額の計算 (1)の金額又は800万円× $\frac{1}{2}$ 相当額のうち少ない金額				0
28 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(27)				0
29 連続所得金額(1) (27)+(28)				0
33 土地譲渡税額 (別表三(二)[27])				0
34 同上 (別表三(二の二)[28])				0
36 所得税の額 (別表六の二[6]の②J)				
37 外国税額 (別表六の二(二)[17])				
38 計 (36)+(37)				
39 控除した金額 (10)				
40 控除しきれなかった金額 (38)-(39)				

	十億	百万	千	円
14 所得税額等の還付金額 (40)				
15 連続中間納付額 (12)-(11)				
16 連続欠損金の 繰戻しによる 還付請求税額				
17 計 (14)+(15)+(16)				
18 この申告の連続所得金額又は 連続欠損金額				
19 この申告の課税土地譲渡 利益金額				
20 法人税額				

中小企業者等である連続法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の8第1項第3号」
- ②区分番号に、「10003」
- ③適用額欄に、当該別表一の二(三)27欄の金額(円単位)を記載してください

30 (27)の19%相当額				
31 (28)の23%相当額				
32 法人税額 (30)+(31)				
29欄 35 土地譲渡税額 (別表三(三)[23])				

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の100第1項」
- ②区分番号に、「10269」
- ③適用額欄に、当該別表一(三)29欄の金額(円単位)を記載してください

法 0301-0103-02

--	--	--	--	--

税理士 署名押印	(印)
-------------	-----

別表一の二(三) 各連続事業年度の連続所得に係る申告書 ー 特定の医療法人の分... 平二十三・四・一以後終了連続事業年度分



別表六の二(三)

11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(三) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	法人名
試験研究費の額の合計額 連結法人の別表六の二(三) 1				円	円
<b>18欄</b> 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第2項」 ②区分番号に、「10006」 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)を記載してください				当期税額基準額残額 (8)-(9)	15
				当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「20の②」)	17
試験研究費の総額に 係る連結税額控除割合 (3) ≥ 10% の場合 (3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	4	0.1	当期分の特別控除額 (16)-(17)	18	
	5		差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } (7) \times \frac{30}{100} - (9) - (16)$	19	
<b>11欄</b> 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第1項」 ②区分番号に、「10005」 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)11欄の金額(円単位)を記載してください				連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」(総額+特別))	20
				平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」(総額+特別))	21
				平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」(総額+特別))	22
				当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「19の②」)	10
				当期分の特別控除額 (9)-(10)	11
<b>26欄</b> 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越分がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第3項」 ②区分番号に、「10007」 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)を記載してください				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「17の②」+「18の②」)	25
				当期繰越税額控除額 (24)-(25)	26
特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)				円	円
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$				13	
特別研究税額控除限度額 (12) × (13)				14	
				法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27

別表六の二(四)

7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(四)  
平二十二・四・一

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

中小連結法人の試験研究費の税額控除		前		期		繰		越		中		小		連		結		法		人		税	
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1	円																					
中小連結法人税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2																						
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3																						
当期税額基準額 $(3) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$	4																						
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5																						
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「28の②」)	6																						
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7																						
差引当期税額基準額残額 $(4) \text{又は} (3) \times \frac{30}{100} - (5)$	8																						
繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22)の計	9																						
平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (25)の計	10																						
平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (28)の計	11																						
計 (9) + (10) + (11)	12																						
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (1) ≤ ((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13																						
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「27の②」)	14																						
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15																						
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16																						

**7欄**

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」
- ②区分番号に、「10008」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください

**15欄**

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第7項」
- ②区分番号に、「10009」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(四)15欄の金額(円単位)を記載してください





別表六の二(八)

27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	法人名	( )			
個	別	所	得	金	額	円	連結所得の金額 (別表四の二「50の①」)	20	円
							(個別所得金額がない場合は0)	1	
調	整	前	連	結	税	額	機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	21	
							調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2	
各	連	結	当	法	人	の	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	
							調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23	
法	人	の	合	計	期	額	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24	
							当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
法	人	の	合	計	期	額	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「35の②」)	26	
							当期分の特別控除額の合計額 $(25) - (26)$	27	
法	人	の	合	計	期	額	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28	
							総調整前連結税額基準額の残額 $(28) \text{ 又は } (28) - (25)$	29	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	30	
							連結事業年度 (各連結法人の(39の①)の合計)	31	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	31	
							連結事業年度 (各連結法人の(39の②)の合計)	32	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	32	
							調整前連結税額超過構成額	33	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	33	
							調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「33の②」)	34	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	34	
							調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「34の②」)	35	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	35	
							調整前連結税額超過構成額	36	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	36	
							調整前連結税額超過構成額	37	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	37	
							調整前連結税額超過構成額	38	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	38	
							調整前連結税額超過構成額	39	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	39	
							調整前連結税額超過構成額	40	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	40	
							調整前連結税額超過構成額	41	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	41	
							調整前連結税額超過構成額	42	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	42	
							調整前連結税額超過構成額	43	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	43	
							調整前連結税額超過構成額	44	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	44	
							調整前連結税額超過構成額	45	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	45	
							調整前連結税額超過構成額	46	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	46	
							調整前連結税額超過構成額	47	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	47	
							調整前連結税額超過構成額	48	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	48	
							調整前連結税額超過構成額	49	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	49	
							調整前連結税額超過構成額	50	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	50	
							調整前連結税額超過構成額	51	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	51	
							調整前連結税額超過構成額	52	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	52	
							調整前連結税額超過構成額	53	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	53	
							調整前連結税額超過構成額	54	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	54	
							調整前連結税額超過構成額	55	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	55	
							調整前連結税額超過構成額	56	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	56	
							調整前連結税額超過構成額	57	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	57	
							調整前連結税額超過構成額	58	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	58	
							調整前連結税額超過構成額	59	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	59	
							調整前連結税額超過構成額	60	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	60	
							調整前連結税額超過構成額	61	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	61	
							調整前連結税額超過構成額	62	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	62	
							調整前連結税額超過構成額	63	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	63	
							調整前連結税額超過構成額	64	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	64	
							調整前連結税額超過構成額	65	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	65	
							調整前連結税額超過構成額	66	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	66	
							調整前連結税額超過構成額	67	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	67	
							調整前連結税額超過構成額	68	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	68	
							調整前連結税額超過構成額	69	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	69	
							調整前連結税額超過構成額	70	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	70	
							調整前連結税額超過構成額	71	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	71	
							調整前連結税額超過構成額	72	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	72	
							調整前連結税額超過構成額	73	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	73	
							調整前連結税額超過構成額	74	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	74	
							調整前連結税額超過構成額	75	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	75	
							調整前連結税額超過構成額	76	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	76	
							調整前連結税額超過構成額	77	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	77	
							調整前連結税額超過構成額	78	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	78	
							調整前連結税額超過構成額	79	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	79	
							調整前連結税額超過構成額	80	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	80	
							調整前連結税額超過構成額	81	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	81	
							調整前連結税額超過構成額	82	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	82	
							調整前連結税額超過構成額	83	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	83	
							調整前連結税額超過構成額	84	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	84	
							調整前連結税額超過構成額	85	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	85	
							調整前連結税額超過構成額	86	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	86	
							調整前連結税額超過構成額	87	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	87	
							調整前連結税額超過構成額	88	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	88	
							調整前連結税額超過構成額	89	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	89	
							調整前連結税額超過構成額	90	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	90	
							調整前連結税額超過構成額	91	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	91	
							調整前連結税額超過構成額	92	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	92	
							調整前連結税額超過構成額	93	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	93	
							調整前連結税額超過構成額	94	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	94	
							調整前連結税額超過構成額	95	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	95	
							調整前連結税額超過構成額	96	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	96	
							調整前連結税額超過構成額	97	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	97	
							調整前連結税額超過構成額	98	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	98	
							調整前連結税額超過構成額	99	
法	人	の	合	計	期	額	繰越税額控除可能額の合計額	99	
							調整前連結税額超過構成額	100	

別表六の二(八) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

**27欄**  
 中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第2項」  
 ②区分番号に、「10042」  
 ③適用額欄に、当該別表六の二(八)27欄の金額(円単位)を記載してください

**36欄**  
 中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第3項」  
 ②区分番号に、「10043」  
 ③適用額欄に、当該別表六の二(八)36欄の金額(円単位)を記載してください

別表六の二(九)

30欄,39欄及び50欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(九) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

事業基盤強化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名		
個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円			
調整前連結税額の個別帰属額 $(26) \times \frac{(1)}{(23)}$	2				
<p><b>39欄</b></p> <p>事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第3項」</p> <p>②区分番号に、「10069」</p> <p>③適用額欄に、当該別表六の二(九)39欄の金額(円単位)を記載してください</p>					
調整前連結税額超過構成額 $(29) \times \frac{(8)}{(28)}$	9				
当期分の特別控除額 $(8) - (9)$	10				
繰越税額控除限度超過額 (52の計)	11				
調整前連結税額基準額 $(32) \times \frac{(1)}{(25)}$	12				
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	13				
<p><b>50欄</b></p> <p>事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第5項」</p> <p>②区分番号に、「10070」</p> <p>③適用額欄に、当該別表六の二(九)50欄の金額(円単位)を記載してください</p>					
教育訓練費の額	20				
教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 $(50) \times \frac{(20)}{(41)}$	21				
<p><b>30欄</b></p> <p>事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第2項」</p> <p>②区分番号に、「10068」</p> <p>③適用額欄に、当該別表六の二(九)30欄の金額(円単位)を記載してください</p>					
前期繰越額又は当期税額控除限度額	27				
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	28				
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「38の②」)	29				
当期分の特別控除額の合計額 $(28) - (29)$	30				
総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	31	円			
総調整前連結税額基準額の残額 (31)又は(31)-(28)	32				
繰越可能額の合計 (各連結法人の(53の①)の合計)	33				
繰越可能額の合計 (各連結法人の(53の②)の合計)	34				
繰越可能額の合計	35				
調整前連結税額超過構成額	36				
調整前連結税額超過構成額	37				
調整前連結税額超過構成額の合計	38				
当期分の特別控除額の合計額 $(35) - (38)$	39				
労務費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	40				
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	41				
教育訓練費割合 $\frac{(41)}{(40)}$	42				
教育訓練費に係る税額控除率に合 0.25% ≤ (42) の場合	43	0.12			
0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 $((42) - 0.15%) \times 40 + \frac{100}{1000}$ (小数点以下3位未満切捨て)	44				
教育訓練費に係る税額控除限度額 $(41) \times (43)$ 又は $(41) \times (44)$	45	円			
総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	46				
差引当期税額基準額残額 $(46) - ((46) - (28))$ 又は $(46) - (28) - (35)$	47				
当期税額控除可能額 (45)と(47)のうち少ない金額	48				
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「39の②」)	49				
当期分の特別控除額 $(48) - (49)$	50				
法人税額の特別控除額の合計額 $(30) + (39) + (50)$	51				
連結事業年度又は事業年度	52	円			
前期繰越額又は当期税額控除限度額	53	円			
当期控除可能額	54				
翌期繰越額 $(52) - (53)$					
平 . . . ①					
平 . . . ②					外 円
計			(16)		
当期分		(4)	(8)		外
合計					

別表六の二(十)

28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

各種の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名				
各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 の 合 計	連結所得の金額 (別表四の二「50の①」)		21	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2		工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		22	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)	3		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24	
	税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5		当 期 分 の 繰 上 算		25	
	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		26	
	法人税額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		27	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「44の②」)		28	
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額	9		繰越税額控除		29	
	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10		繰越税額控除		30	
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11		繰越税額控除		31	
	繰越税額控除限度超過額 (43)の計	12		繰越税額控除		32	
	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		繰越税額控除		33	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14		繰越税額控除		34	
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)	15		繰越税額控除		35	
	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		繰越税額控除		36	
	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17		繰越税額控除		37	
	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)} + (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$	18		繰越税額控除		38	
	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19		繰越税額控除		39	
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20		繰越税額控除		40	
		繰越税額控除		41			
		繰越税額控除		42			
		繰越税額控除		43			
		繰越税額控除		44			
		繰越税額控除		45			
		繰越税額控除		円			
		繰越税額控除		円			
		繰越税額控除		外	円		
		繰越税額控除		外			
		繰越税額控除		外			
		繰越税額控除		計			
		繰越税額控除		(5)			
		繰越税額控除		(9)			
		繰越税額控除		外			
		繰越税額控除		計			

P11参照

別表六の二(十) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

○ 別表六の二（十）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 1 号)	10071	「28」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号)	10073	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号)	10075	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 4 号)	10077	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 5 号)	10079	

○ 別表六の二（十）「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10072	「41」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10074	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10076	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10078	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10080	



28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(十一) 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

法人名 ( )

個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(2)}$	2	
取得価額の合計額 (別表六の二(十一)付表「8」の合計)	3	

**41欄**

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の14第3項」  
 ②区分番号に、「10085」  
 ③適用額欄に、当該別表六の二(十一)41欄の金額(円単位)を記載してください

前	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10		
	当期分の特別控除額 $(9) - (10)$	11		
お	繰越税額控除限度超過額 (49)の計	12		
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14	
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14)-(9)	15	
	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		
	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17		
算	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(50の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(50の②)}{(32)}$	18		

**28欄**

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の14第2項」  
 ②区分番号に、「10084」  
 ③適用額欄に、当該別表六の二(十一)28欄の金額(円単位)を記載してください

人の合計額の取得分	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24	
	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25	
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「49の②」)	27	
	当期分の特別控除額の合計額 $(26) - (27)$	28	

前期	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29	円	
	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29)-(26)	30		
	繰越税額控除可能額の合計	連結事業年度 平 平 ： ； ： ； (各連結法人の(50の①)の合計)	31	
		平 平 ： ； ： ； (各連結法人の(50の②)の合計)	32	
		平 平 ： ； ： ； (各連結法人の(50の③)の合計)	33	
		平 平 ： ； ： ； (各連結法人の(50の④)の合計)	34	
	合計	35		
	繰越	調整前連結税額超過構成額	平 平 ： ； ： ； (別表六の二(十三)「45の②」)	36
			平 平 ： ； ： ； (別表六の二(十三)「46の②」)	37
			平 平 ： ； ： ； (別表六の二(十三)「47の②」)	38
平 平 ： ； ： ； (別表六の二(十三)「48の②」)			39	
合計	40			
当期分の特別控除額の合計額 $(35) - (40)$		41		
法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$		42		
取得に係るもの	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	43	
		当期控除可能額	44	
	平 平	： ；	円	円
		： ；		外 円
	平 平	： ；		外
		： ；		外
	計			
	当期分	(5)	(9)	外
	合計			
	リースに係るもの	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額	46
当期控除可能額等			47	
平 平		： ；	円	円
		： ；		外 円
平 平		： ；		外
		： ；		外
計				
当期分		(5)	(9)	外
合計				
合計		連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	49
	当期控除可能額等		50	
	平 平	： ；	円	円
		： ；		外 円
	平 平	： ；		外
		： ；		外
	計		(17)	
	当期分	(5)	(9)	外
	合計			

5欄及び25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連結法人株式等又は完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (21の計)	1	円	関係法人株式等	負の債額	総資産価額 (17の計)	8	円
受取配当等の額 (24の計)	2		関係法人株式等	利の子計等算	期末関係法人株式等の帳簿価額 (18の計)	9	
当期に支払う負債利子等の額	3				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × $\frac{(9)}{(8)}$	10	
連結法人に支払う負債利子等の額	4		その他株式等	負の債額利の子計等算	受取配当等の額 (28の計)	11	
特別利子の額	5				期末その他株式等の帳簿価額 (19の計) + (20の計)	12	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × $\frac{(12)}{(8)}$	13	
差引金額 (3) - (4) - (5) - (6)	7			受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + ((11) - (13)) × 50%	14		

総資産価額の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総
前期末現在額	円	円	
当期末現在額			
計			

5欄の計算  
 損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の104第1項」  
 ②区分番号に、「10276」  
 ③適用額欄に、当該別表八の二7欄の金額(円単位)を記載してください

25欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の103」  
 ②区分番号に、「10275」  
 ③適用額欄に、当該別表八の二25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に含まれる金額の合計額(円単位)を記載してください

地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額
		21
		円

受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (22 - 23)
22	23	24
円	円	円

その他株式等	株式等を保有する連結法人の名称	株式等の発行人の名称又は銘柄	本店の所在地 〔証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別〕	受取配当等の額 (その収入額 × $\frac{100, 50 \text{又は} 25}{100}$ )	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (26 - 27)
			25	26	27	28
				円	円	円
			計			

個別帰属額の計算

連結法人名	個別帰属額 (29 + (36) + (40))	29	円
連結法人株式等又は完全子法人株式等	関係法人株式等	その他株式等	
受取配当等の額 (1)	受取配当等の額 (2)	受取配当等の額 (11)	円
30	33	37	円
受取配当等の益金不算入額 (30)	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (10)	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (13)	
31	34	38	
(31) × $\frac{(21) \text{のうち当該連結法人分}}{(21) \text{の計}}$	受取配当等の益金不算入額 (33) - (34)	受取配当等の益金不算入額 ((37) - (38)) × 50%	
32	35	39	
	(35) × $\frac{(22) \text{のうち当該連結法人分}}{(22) \text{の計}}$	(39) × $\frac{(26) \text{のうち当該連結法人分}}{(26) \text{の計}}$	
	36	40	

別表十(一)

9欄及び12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

			事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	( )	
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1	第	号	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」)	5	円
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
設立年月日	2	平	.	.	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
					所得基準額 $(7) \times \frac{35}{100}$	8	
認定法人としての認定を受けた日	3	平	.	.	特別控除額(8)	9	
					(1)が第3号の場合 人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10	
事業種目	4				人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11	
					特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12	

別表十(一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第1号」
- ② 区分番号に、「10207」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

12欄

沖縄の金融業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第3号」
- ② 区分番号に、「10209」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください

9欄

沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の63第1項第2号」
- ② 区分番号に、「10208」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(二)

16欄及び42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名
<b>I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書</b>			
準備金の名称	1	翌期首探鉱準備金の金額又は翌期首海外探鉱準備金の金額	12
当期積立額	2	当期積立額のうち損金算入額 (2)-(11)	16
積立限度額の計算	取引の基計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3
	取引基準額	$(3) \times \frac{12}{100}$	4
積立限度額の計算	所得基準	(3)の収入金額に係る費用等の額	5
	所得基準	鉱物の販売に係る所得金額 (3)-(5)	6
積立限度額の計算	採掘所得金の計算	租税特別措置法施行令第34条第3項、若しくは第10項又は第39条の8第3項若しくは第10項により控除する金額	7
	積立限度	$(6)-(7)$	8
積立限度超過	積立限度	$(8) \times \frac{50}{100}$	9
	積立限度超過	$((4) \text{と} (9) \text{のうち少ない金額})$ 又は $(2)-(10)$	10
積立事業年度	当初の積立	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68の61条第1項」及び「第8項」又は「第2項」 ②区分番号に、「10202」又は「10203」※ ③適用額欄に、当該別表十(二)16欄の金額(円単位)を記載してください	11
当期計	うち損金算入額	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」又は「第2項」※ ②区分番号に、「10204」又は「10205」 ③適用額欄に、当該別表十(二)42欄の金額(円単位)を記載してください	13
探鉱費基準額の計算	当期に支出した探鉱費用	※「第68条の62第1項」 「10204」新鉱床探鉱費の特別控除	37
	(29)のうち国内	※「第68条の62第2項」 「10205」海外新鉱床探鉱費の特別控除	38
準備金の計算	(29)のうち海外	移転資産等の譲渡損失額の二付表「46の①」	39
	(30)の額を減算	金等の当期控除額等の当期控除額(二)又は別表七の二付表一及び別表七の二付表三)	40
準備金の計算	探鉱費基準額	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41
	3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計	所得基準額 $((37)+(38)-(39))$ 又は $((37)+(38)-(39)-(40))$	42
準備金の計算	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26)の計	特別控除額 (33)、(36)と(41)のうち少ない金額	43
	益金算入基準額		44
			45
			46
			47
			48
			49
			50
			51
			52
			53
			54
			55
			56
			57
			58
			59
			60
			61
			62
			63
			64
			65
			66
			67
			68
			69
			70
			71
			72
			73
			74
			75
			76
			77
			78
			79
			80
			81
			82
			83
			84
			85
			86
			87
			88
			89
			90
			91
			92
			93
			94
			95
			96
			97
			98
			99
			100

別表十(二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

**16欄**

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、「第68の61条第1項」及び「第8項」又は「第2項」  
②区分番号に、「10202」又は「10203」※  
③適用額欄に、当該別表十(二)16欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68の61条第1項」  
「10202」探鉱準備金の損金算入  
※「第68の61条第8項」  
「10202」探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)  
※「第68の61条第2項」  
「10203」海外探鉱準備金の損金算入

**42欄**

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」又は「第2項」※  
②区分番号に、「10204」又は「10205」  
③適用額欄に、当該別表十(二)42欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の62第1項」  
「10204」新鉱床探鉱費の特別控除  
※「第68条の62第2項」  
「10205」海外新鉱床探鉱費の特別控除

別表十(三)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十(三)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	3							
	日本船舶の純トン数	4	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(4)のうち1,000トン以下の純トン数	5							
	(5) × $\frac{1}{100}$ × 12	6	円	円	円	円	円	円	円
	(4)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	7							
	(7) × $\frac{1}{100}$ × 9	8	円	円	円	円	円	円	円
	(4)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	9							
	(9) × $\frac{1}{100}$ × 6	10	円	円	円	円	円	円	円
	(4)のうち25,000トンを超え300,000トン以下の純トン数	11							
	(11) × $\frac{1}{100}$ × 30円	12	円	円	円	円	円	円	円
日本船舶の一日当たり利益金額 (6) + (8) + (10) + (12)	13								
日本船舶の持分比率	14								
日本船舶の稼働日数	15	日	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (13) × (14) × (15)	16	円	円	円	円	円	円	円	円
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(三)付表一「25」)	17				損金算入額 (17) - (18)	19			円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (16)の合計額	18				益金算入額 (18) - (17)	20			円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算									
認定の取消日	21	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (25)の合計	22			円
前金額までの計損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額			日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額			損金算入額 (23) - (24)	
		23			24			25	
	平	円			円			円	
	平								
	平								
	平								
	平								
	平								
合計									

**19欄**

対外船舶運行事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」

②区分番号に、「10206」

③適用額欄に、当該別表十(三)19欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(七)

6欄、22欄、25欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

別表十七

平一十二・四・一以後終了事業年度

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

診療報酬に係る収入金額	1	円	損の	診療報酬に係る経費の額	4	円
(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		金	(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16)	3		算	損金算入額 (3) - (5)	6	
			入			
			額			

損金算入限度額の計算

法定経費率による経費の額

6欄

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の99第1項」
- ②区分番号に、「10268」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の101第1項」
- ②区分番号に、「10270」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください

25欄

植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の38第1項」
- ②区分番号に、「10185」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))を記載してください

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	譲渡原価の額 (19)	21	円
	特別控除額 (20) - (21)	22	円

造林のための植林費の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額	23	円	損金算入額	25	円
損金算入限度額 (23) × $\frac{35}{100}$	24		限度超過額 (25) - (24)	26	

31欄

IV 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の95第1項」
- ②区分番号に、「10266」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)31欄の金額(円単位)を記載してください

同上のうち損金の額に算入した金額	31	円	平第号	平第号	平第号	平第号
			円	円	円	円

別表十の二

18欄、31欄、34欄、37欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十の二 平成二十二・四・一以後終了連結事業年度分

1 連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

I 収用換地等の場合の連結所得

18欄

収用換地等の場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の73第1項」、「第2項」又は「第7項」※  
 ②区分番号に、「10215」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二18欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の73第1項」  
 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合  
 ※「第68条の73第2項」  
 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合  
 ※「第68条の73第7項」  
 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16
特別控除残額 5,000万円－(16)	17
特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18

31欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の74第1項」  
 ②区分番号に、「10216」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二31欄の金額(円単位)を記載してください

譲渡資産の帳簿価額	8
同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	9

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

34欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の75第1項」  
 ②区分番号に、「10217」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二34欄の金額(円単位)を記載してください

当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29
特別控除残額 2,000万円－(29)	30
特別控除額 (28)と(30)のうち少ない金額	31
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32
特別控除残額 1,500万円－(32)	33
特別控除額 (28)と(33)のうち少ない金額	34
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35
特別控除残額 800万円－(35)	36
特別控除額 (28)と(36)のうち少ない金額	37
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38
特別控除残額 1,000万円－(38)	39
特別控除額 (28)と(39)のうち少ない金額	40

37欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76第1項」  
 ②区分番号に、「10218」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二37欄の金額(円単位)を記載してください

40欄

特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の76の2第1項」  
 ②区分番号に、「10219」  
 ③適用額欄に、当該別表十の二40欄の金額(円単位)を記載してください

特別控除額の個別帰属損金額 (41)－(42)	43
----------------------------	----

別表十の二 各連結法人の合計額の計算

当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44
当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45
特別控除残額 5,000万円－(45)	46
特別控除額 (44)と(46)のうち少ない金額	47

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十一(一の二)

御注意

「5」欄の「1」欄の分子の空欄には、中小法人(租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。)が同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。  
 (4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。)(10) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)(3) 金融及び保険業  
 (2) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業  
 (3) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含みます。)(3) 金融及び保険業

当期繰入額	1		円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	2			<b>7欄</b> 中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の59第3項」 ②区分番号に、「10201」 ③適用額欄に、当該別表十一(一の二)7欄の金額(円単位)を記載してください		
貸倒実績率(20)	3					
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(28の計)	4					
法定の繰入率	5	1,000	率			
繰入限度額(2)×(3)又は(4)×(5)	6		円			
公益法人等・協同組合等の繰入限度額((2)×(3)× $\frac{116}{100}$ )又は(4)×(5)× $\frac{116}{100}$ )	7		算	年度の合計額 益金の額に算入された令第96条第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額の合計額 15 益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額 16 益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額 17 貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)-(17) 18 12 ⑬×前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計 19 貸倒実績率(19)/(20) 20 (小数点以下4位未満切上げ)		
繰入限度超過額(1)-(6)又は(7)	8					

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権とみなされる額及び否認額	①のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた債権及び併合等移転する債権等の額	完全関係人等との債権の額	期末一括評価金銭債権の額(21)+(22)-(23)-(24)-(25)	実質的にみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)-(27)
	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合(30)(小数点以下3位未満切捨て)(29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円



① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等 損失準備金の金額	16	円
本店又は主たる事務所の所在地	2			5年経過後5年間均等 益金算入額 (29の計)	17	
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号		同上以外の場合による 益金算入額 (30の計)	18	
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号		計 (17)+(18)	19	
特定法人株式等の保有割合の計算	5	期末現在の旧特定投資 法人等の発行済株式又は 出資の総数又は総額		当期積立額のうち損金算入額 (9)-(15)	20	
	6	期末に有する旧特定投資法人等 の株式又は出資の数又は金額		期末海外投資等 損失準備金の金額 (16)-(19)+(20)	21	
	7	共同して投資する内国法人等が 有する旧特定海外事業法人等 の株式又は出資の数又は金額		貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	22	
	8	保有割合 $\frac{(6)+(7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)		差引 (22)-(21)	23	
当期積立額	9		貸借対照表の取崩不足額 (19)-((9)-(22)-前期の(22))	24		
積立限度額の計算	10	当期において取得した特定株式 等の取得年月日	当期に生じた差額の合計額 (15)+(24)	25		
	11	(10)の特定株式等のうち期末に するものの取得価	前期末における差額 (前期の(23))	26		
	12	同上の $\frac{30, 90 \text{ 又は } 100}{100}$ 相当額				
	13	取得年度に特定株式等の帳簿 価額を減額した金額				
	14	積立限度額 (12) - (13)				
積立限度超過額	15	(9) - (14)				

P21参照

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金	当期益金算入額		翌期繰越額 (28)-(29)-(30)
			5年経過後5年間均等 益金算入による場合 (27) × $\frac{1}{60}$	(29)以外の場合	
	27	28	29	30	31
積立事業年度終了の日の翌日	円	円	円	円	円
から五年を経過したものの翌日					
から五年を経過しないものの翌日					
当期分					
計		円	円	円	円

別表十二(一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第1号該当法人で第3号該当法人を除く））	「第68条の43第1項第1号」又は「第8項」	10187	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第2号該当法人で第4号該当法人を除く））	「第68条の43第1項第2号」又は「第8項」	10188	
海外投資等損失準備金（資源探鉱事業法人（第3号該当法人））	「第68条の43第1項第3号」又は「第8項」	10189	
海外投資等損失準備金（資源探鉱投資法人（第4号該当法人））	「第68条の43第1項第4号」又は「第8項」	10190	

※「第68の43第8項」は、企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
事業場の名称	1	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6
特定施設の名称	2	当期益金算入額	7
		同上以外の場合による 益金算入額	8
		計 (7)+(8)	9
当期準備金積立額	3	当期準備金積立額のうち損金算入額	10
		期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	11
積立 (当期中に独立 ガス・金属鉱 立てた鉱害防	積立 (3)	なされている 防止準備金	12
		引 (1)	13
積立限 (3)	(3)	取崩不足額 (前期の(12))	14
		差額の合計額 (14)	15
		ける差額 (13))	16

別表十二(二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

**10欄**

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の44第1項」又は「第6項」※
- ②区分番号に、「10191」
- ③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の44第6項」、それ以外は「第68条の44第1項」

① 岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(三) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地	1		翌	期首特定災害防止準備金の金額	20	円
採取、最終処分又は採掘の期間	2	平 平 平 平				
当期積立額	3		期	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額	21	円
採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	4					
(4) × $\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}$	5		繰	同上以外の場合による益金算入額	22	円
当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	6					
採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	7		越	計 (21) + (22)	23	円
(4) × $\frac{(6)}{(7)}$	8					
当期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	9		額	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (13)	24	円
24欄						
前最掘			の	差引特定災害防止準備金の金額 (20) - (23) + (24)	25	円
当期増加額						
積立			計	度超過額 (18)	26	円
積						
差引特			算	特定災害防止準備金の金額 - (26)	27	円
累積限度超過額の計算						
累積限度超過額の計算			の	て計上されている 特定災害防止準備金	28	円
累積限度超過額						
累積限度超過額			照	差 引 (28) - (27)	29	円
累積限度超過額						
累積限度超過額			表	貸借対照表の取崩不足額 (23) - ((3) - (28) - 前期の(28))	30	円
累積限度超過額						
累積限度超過額			の	当期に生じた差額の合計額 (19) + (30)	31	円
累積限度超過額						
累積限度超過額			明	前期末における差額 (前期の(29))	32	円
累積限度超過額						
累積限度超過額			細			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			期			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			前			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			期			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			以			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			前			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			分			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			計			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			算			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			合			円
累積限度超過額						
累積限度超過額			計			円
累積限度超過額						

**24欄**

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の45第1項」又は「第8項」※

②区分番号に、「10192」

③適用額欄に、当該別表十二(三)24欄の金額(円単位)を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の45第8項」、それ以外は「第68条の45第1項」

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
1	特定廃棄物最終処分場の所在地	期首特定災害防止準備金の金額	6
2	特定廃棄物最終処分場の名称	当期利益金算入額	7
		同上以外の場合による益金算入額	8
3	当期準備金積立額	計 (7)+(8)	9
		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(5)	10
積立限	(当期中に独立行政法人 生保全機構に積み立て 管理積立金の金額	期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11
		貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12
積立限度超 (3)-(4)		不足額 (12))	14
		計額	15
		差額	16

別表十二(四) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

**10欄**

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の46第1項」又は「第6項」※
- ② 区分番号に、「10193」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(四) 10欄の金額(円単位)を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の46第6項」、それ以外は「第68条の46第1項」

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(六) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 13 翌 10 年 間 均 等 最 後 の 適 用 事 業 年 度 の 翌 期 首 新 幹 線 鉄 道 大 規 模 改 修 準 備 金 の 金 額 14 10 年 間 均 等 益 金 算 入 額 等 15 $(14) \times \frac{\text{承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$ 120 月 又 は 承 認 積 立 計 画 に 係 る 工 事 予 定 期 間 の 月 数 繰 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 16 計 $(15) + (16)$ 17 の 当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 18 $(5) - (8)$ 計 差 引 新 幹 線 鉄 道 大 規 模 改 修 準 備 金 の 金 額 19 $(13) - (17) + (18)$ 累 積 限 度 超 過 額 20 $(11)$ 期 末 新 幹 線 鉄 道 大 規 模 改 修 準 備 金 の 金 額 21 積 立 限 度 超 過 額 の 金 額 22 累 積 限 度 超 過 額 の 計 算 23 累 積 限 度 超 過 額 の 計 算 24 累 積 限 度 超 過 額 の 計 算 25 明 細 前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の 23) 26
引当金積立計画の承認年月日	2	平 . .	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間	3	平 . . 平 . .	
同上の積立期間の月数	4	月	
当期積立額	5	円	
積立限度額	6		
積立限度額の計算	7	$(6) \times \frac{\text{月数}}{(4)}$	
積立限度額	(5) - (7)		
差引新幹線鉄道大規模改修準備金	(9)		
累積限度超過額	(6)		
累積限度	(9) - (1)		
限度超過額合計	12		

**18欄**

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の48第1項」又は「第9項」※
- ② 区分番号に、「10194」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の48第9項」、それ以外は「第68条の48第1項」

別表十二(七)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十二(七) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )	
当期準備金積立額	1		円	翌 期 繰 越 金 算 入 額 の 計 算	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9		円	
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2			当期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10		
	積立限度額	3			益	同上以外の場合による益金算入額	11		
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				算	計	12		
	(10) + (11)				入	当期準備金積立額のうち損金算入額	13		
(2) - (3)		4			の				
平成17年改正法附則の積立限度超過額の使用済燃料	当期準備金積立額	5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額	14		
	積立限度額	6			貸	(9) - (12) + (13)			
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				借	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15		
	(5) - (6)				対		16		
当期積立限度		(4) + (7)			照	足額	17		
						(15))			
						計額	18		
						差額	19		
					明	(前期の(16))			
					細				
					分				

**13欄**  
 使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の53第1項」  
 ②区分番号に、「10195」  
 ③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額(円単位)を記載してください

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(八) 平二二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	15	円
発電を開始した日	2	昭平	当期解体費用を支出した場合の 益金算入額	16	
当期積立額	3		同上以外の場合による 益金算入額	17	
積立限度額 の 計 算	累積発電電力量割合	想定総発電電力量	計 (16) + (17)	18	
		当期末までの発電量	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	19	
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	20	
当期末の解体費用見積額	7		累積限度超過額 (13)	21	
当期の累積限度額 $(7) \times \frac{90}{100} \times (6)$	8		期末原子力発電施設解体準備金の金額	22	
前期の累積限度額 (前期の(8))			る金	23	
積立限度超過 (8) - (9)				24	
差引原子力発電施設解体準備 限の(20)			額)	25	
累積限度超過 (12) - (8)	13		額	26	
限度超過額合計 (11) + (13)	14		額の 明細 前 期 分 以 前	27	
			前期末における差額 (前期の(24))		

**19欄**  
原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している  
場合には、適用額明細書の  
①租税特別措置法の条項欄に、  
「第68条の54第1項」  
②区分番号に、「10196」  
③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単  
位)  
を記載してください



① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
当期異常危険準備金の繰越額	異常災害損失等の補てん額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3) + (4)						
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6						
	(2) - (5)						
当 期 積 立 額	7						
正味収入保険料等	8						
積 立 率	9	( )	( )	( )	( )	( )	
積 立 限 度 額	10	円	円	円	円	円	
	(8) × (9)						
差引積立限度超過額	11						円
	(7) - (10)						
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
	(6) + (7) - (11)						

**7欄**

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の55第1項」又は「第13項」※
- ② 区分番号に、「10197」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の55第13項」、それ以外は「第68条の55第1項」

**7欄**

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の56第1項」又は「第9項」※
- ② 区分番号に、「10198」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の56第9項」、それ以外は「第68条の56第1項」

年を経過した	益金算入額	(12) - (24) の金額	25				
		(13) と (25) のうち少ない金額	26				円
	限度超過額合計	(11) + (26)	27				
	期末異常危険準備金の金額	(6) + (7) - (27)	28				
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差 引	(29) - (28)	30				
	当期	貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - (29) - 前期の(29))	31				
前分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32					
前前分	前期末における差額 (前期の(30))	33					

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )		
資産の種類及び名称	1						合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .			
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	
	当 期 益 金 算 入 額	特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
		積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
		計 (4) + (5) + (6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8						
	当 期 積 立 額	9						
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計 算した特別修繕費の額又は税務署長の認 定した額	10						
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11						
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12						
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	13	—	—	—	—		
	(11) × (13)	14	円	円	円	円		
積 立 限 度 額	15							
積 立 限 度 超 額	16						円	
期 末 特 別 修 繕 準 備 金	(8) + (9) - (16)							
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸借対照表に計上さ 特別修繕準備 差引 (8) - (17)							
	当 期 分	(7) - ((9) - (18) - 前 当期に生じた差額 (16) + (20))						
	前 期 分 以 前	前期末にお け (前期の(19))						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年 度終了の日の翌日から2年を経過した日を含 む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別 修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円	円	
積立期間終了から2年経過後 5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	24							

**9欄**

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、  
適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の58第1項」又は「第9項」※
- ②区分番号に、「10199」
- ③当該別表十二(十)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成の伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の58第9項」、それ以外は「第68条の58第1項」

別表十二(十一)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
 法人名  
 ( )

別表十二(十一)  
 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円
積立限度額	〔当期の日本郵政株式会社法第13条第2項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕	2			繰越額	日本郵政株式会社法第13条第4項ただし書の規定により基金を取り崩した場合の益金算入額	8
				同上以外の場合による益金算入額		9	
				の計	計 (8) + (9)	10	
					算	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11
積立限度超過額 (1) - (2)		3		の計		差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12
					算	累積限度超過額 (5)	13
累積限度超過額の計算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)			の計		期末社会・地域貢献準備金の金額	14
	累積限度超過額 (4) - 1兆円				算		15
限度超過額合計 (3) + (5)		6		の明細		当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18
					前前 期分 以	前期末における差額 (前期の(16))	19

**11欄**  
 社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の58の2第1項」  
 ②区分番号に、「10200」  
 ③当該別表十二(十)11欄の金額(円単位)を記載してください

13欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	：	：	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十二(十二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書									
認定計画等の種類	1			翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	9			円
交付金等の該当号	2	第	号	当期繰越額	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額(22)の計	10		
					同上以外の場合による益金算入額(23)の計+(24)の計	11			
交付金等の額	3			計	(10)+(11)	12			
当期積立額	4			当期積立額のうち損金算入額	(4)-(8)	13			
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	5		貸借対照表の金額との差	期末農業経営基盤強化準備金の金額	(9)-(12)+(13)	14		
					貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金の金額		15		
					差引	(15)-(14)	16		
積立限度額	所得基準額	6		当期	貸借対照表の取崩不足額	(12)-((4)-(15)-前期の(15))	17		
					当期に生じた差額の合計額		18		
積立限度超過額	(4)-(7)					19			
積立事業年度	当初				額	翌期繰越額	(21)-(22)		
：	：				及び(23)の場合		-(23)-(24)		
：	：				24	25			
：	：				円				円
：	：								
：	：								
：	：								
：	：								
：	：								
：	：								
当期分									
計									円

**13欄**  
 農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の64第1項」  
 ②区分番号に、「00210」  
 ③当該別表十二(十二)13欄の金額(円単位)を記載してください

**29欄**  
 農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の65第1項」  
 ②区分番号に、「10211」  
 ③当該別表十二(十二)29欄の金額(同欄の金額が36欄の金額を超える場合には、36欄の金額(円単位))を記載してください

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	取得した農用地等の種類	26				計			
	取得年月日	27	平	.	.	平	.	.	円
	取得した農用地等の取得価額	28		円		円		円	
圧縮限度額の計算	農用地等の帳簿価額を減額し、又は立金として積み立てた金額	29							
	準備金等益金算入基準額	30							
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(22)の計	31							
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(23)の計	32							
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	33							
	計	(30)+(31)+(32)							
	所得基準額	34							
取得価額基準額	35	①	円	②	円	③	円	①+②+③	
圧縮限度額	36								
個別資産の圧縮限度額	37		円		円		円		
圧縮限度超過額	38	④		⑤		⑥		④+⑤+⑥	円
	(29)-(37)								

別表十三(四)

21欄、25欄及び34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十三(四) 平二十二年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

21欄	公共事業者の名称	1	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の70第1項」又は「第7項」※ ②区分番号に、「10212」 ③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の70第7項」、それ以外は「第68条の70第1項」	代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	円
	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の70第1項」又は「第7項」※ ②区分番号に、「10212」 ③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の70第7項」、それ以外は「第68条の70第1項」	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額			21		
25欄	交換取得資産の価額	7	収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の71第1項」又は「第3項」※ ②区分番号に、「10213」 ③当該別表十三(四)25欄の金額(同欄の金額が27欄の金額を超える場合には、27欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の71第3項」、それ以外は「第68条の71第1項」	特別勘定を設けた場合	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	円
					圧縮限度額	23	
					圧縮限度超過額 (21) - (23)	24	
					特別勘定に経理した金額	25	
					繰入限度額の計算 繰入限度額 (17) - (22)	26	
					繰入限度額 (26) × (19)	27	
					繰入限度超過額 (25) - (27)	28	
					翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29	
					同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
					当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32						
34欄	帳簿価額の	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(5) + (6)}{(5) + (6) + (7)}$	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4) - (13)	交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類	33	円
					交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	
					交換取得資産の価額 (7)	35	
					交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
					交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
					交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
					計 (36) + (37) + (38)	39	
					圧縮限度額 (35) - (39)	40	
圧縮限度超過額 (34) - (40)	41						

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書  
( 号該当 )

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ( )

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度又は年度	
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	
	ある場合の取得土地等価額	取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16					
		取得価額 $(14) \times \frac{(15) - (16)}{(15)}$	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎取得価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
		買換取得価額が前期末の取得価額を超過する金額	21					
	前期末の帳簿価額	22						
	圧縮基礎取得価額 $(20) \times \frac{(22) - (21)}{(21)}$	23						
	圧縮限度額 $(20) \text{ 又は } (23) \times (10) \times (0.8 \text{ 又は } 0.9)$	24						
	圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25						
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額	26	円				円
		特別勘定	特別勘定に経理した金額	33				円
特別勘定の対象となる金額 (29)			34					
繰入限度額 $(34) \times (10) \times (0.8 \text{ 又は } 0.9)$			35					
繰入限度超過額 $(33) - (35)$		36						
翌期繰越額の計算		当初の特別勘定の金額 $(33) - (36)$	37					
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38					
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	31					
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 $(29) - (30) - (31)$	32					

P34~P35参照

P35~P37参照

特別勘定を設けた場合  
繰入の限度額  
繰入限度超過額  
翌期繰越額の計算

○ 別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10220	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10221	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10222	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10224	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10226	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10228	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10229	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10230	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10231	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10232	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10238	

※「第68条の78第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

○ 別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	区分番号
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10239	「33」の欄の金額（同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10240	



法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10241	「33」の欄の金額(同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10243	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10245	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10247	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10248	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10251	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10252	「33」の欄の金額(同欄の金額が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10256	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10257	

※「第68条の79第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

・ ・  
・ ・

法人名

( )

別表十三(六)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日			1	昭平	取得資産の	資産の帳簿価額を減額した金額	13		円
<p><b>13欄</b></p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」又は「第4項」※</p> <p>②区分番号に、「10258」</p> <p>③当該別表十三(六)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください</p> <p>※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」</p>						譲渡直前の帳簿価額(8)	14		
						取得資産の価額(14)	15		
						取得資産とともに取得した清算金の額	16		
						取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
資産の明細	譲渡した土地等の面積	5			金を取得した場合	圧縮限度額 (15) - (17)	18		
	帳簿価額	6			円	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19		
	譲渡に要した経費の額	7			譲渡資産	資産の帳簿価額を減額した金額	20		
<p><b>20欄</b></p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」又は「第4項」※</p> <p>②区分番号に、「10258」</p> <p>③当該別表十三(六)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください</p> <p>※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」</p>						取得資産の価額(11)	21		
						譲渡直前の帳簿価額(8)	22		
						譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23		
						計 (22) + (23)	24		
資産の明細	取得資産の価額	11			圧を取得した場合	圧縮限度額 (21) - (24)	25		
	取得した土地等の面積	12		平方メートル		圧縮限度超過額 (20) - (25)	26		

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅縮額等の損金算入に関する明細書

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の82第1項」又は「第4項」※  
 ②区分番号に、「10259」  
 ③当該別表十三(七)23欄の金額(同欄の金額が29欄の金額を超える場合には、29欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68の82第1項」

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の83第1項」又は「第4項」※  
 ②区分番号に、「10260」  
 ③当該別表十三(七)32欄の金額(同欄の金額が39欄の金額を超える場合には、39欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の83第4項」、それ以外は「第68条の83第1項」

交換又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合、宅地の取得価額を超える場合

交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	
譲渡直前の帳簿価額(10)	16	
取得資産等の価額(14)	17	
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	
譲渡資産の対価の額(7)	19	
取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(16) \times \left( \frac{(17)}{(17)+(18)} \right)$ 又は $\left( \frac{(17)}{(19)} \right)$	20	
圧縮限度額 $(17) - (20)$	21	
圧縮限度超過額 $(15) - (21)$	22	

事業年度又は連結事業年度	法人名		
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23		円
取得資産等の価額(14)	24		
譲渡直前の帳簿価額(10)	25		
譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26		
譲渡資産の対価の額(7)	27		
$(25) + (26)$ 又は $(24) - (27)$	28		
圧縮限度額 $(24) - (28)$	29		
圧縮限度超過額 $(23) - (29)$	30		
取得認定期間	31	平	平
特別勘定に経理した金額	32		円
譲り受ける宅地の価額の見積額	33		
譲渡直前の帳簿価額(10)	34		
譲渡資産の対価の額(7)	35		
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36		
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき $(34) \times \left( \frac{(33)}{(35)} \right)$	37		
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(34) + ((33) - (35))$	38		
繰入限度額 $(33) - ((36), (37) \text{ 又は } (38))$	39		
繰入限度超過額			

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の82第1項」又は「第4項」※  
 ②区分番号に、「10259」  
 ③当該別表十三(七)15欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68条の82第1項」

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名
--------------	-----

別表十三(八) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

**26欄** 地適正化計画認定の日 1 平 . . .

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の84第1項」又は「第4項」※

② 区分番号に、「10261」

③ 当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第4項」、それ以外は「第68の84条第1項」

**35欄** 交換等をした所有権土地等の面積 9 平方メートル

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85第1項」又は「第4項」※

② 区分番号に、「10262」

③ 当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85第4項」、それ以外は「第68の85第1項」

取得した土地建物等の価額	17	
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18	
譲渡直前の帳簿価額(14)	19	
取得資産等の価額(17)	20	
取得資産等とともに取得した交換差金の額	21	
譲渡資産等の対価の額(11)	22	
取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left( \frac{20}{20+21} \right)$ 又は $\left( \frac{20}{22} \right)$	23	
圧縮限度額 $(20) - (23)$	24	
圧縮限度超過額 $(18) - (24)$	25	

交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26	
取得資産等の価額(17)	27	
譲渡直前の帳簿価額(14)	28	
譲渡資産等の対価の額(11)	29	
譲渡資産等の対価の額(11)	30	
(28) + (29) 又は (27) + (28) - (30)	31	
圧縮限度額 $(27) - (31)$	32	
圧縮限度超過額 $(26) - (32)$	33	
取得期間	34	平 . . .
特別勘定に経理した金額	35	
譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36	
譲渡直前の帳簿価額(14)	37	
譲渡資産の対価の額(11)	38	
譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39	
譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき $(37) \times \frac{(36)}{(38)}$	40	
譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(37) + ((36) - (38))$	41	
繰入限度額 $(36) - ((39), (40) \text{ 又は } (41))$	42	
繰入限度超過額	43	

**18欄** 限度超過額

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85第1項」又は「第4項」※

② 区分番号に、「10262」

③ 当該別表十三(八)18欄の金額(同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85第4項」、それ以外は「第68条の85第1項」

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ( ) 円

別表十三(十) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平 . .	交換取得資産	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
交換譲渡資産の明細	譲渡直前の帳簿価額	(8)	円	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	14	
				取得資産の価額	15	
				取得資産とともにした交換差金の額	16	
				取得資産の価額に占める帳簿価額	17	
譲渡した所有隣接土地等の面積	5		合得算又ははた	圧縮限度額	18	(15) - (17)
譲渡直前の帳簿価額	6		交換	圧縮限度超過額	19	(13) - (18)
譲渡に要した経費の額	7		交換	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
交換取得資産の明細	取得資産の価額	(11)	円	取得資産の価額	21	
				譲渡直前の帳簿価額	22	
				交換とともに支出した交換差金の額	23	
				計	24	(22) + (23)
取得資産の価額	11		算	圧縮限度額	25	(21) - (24)
取得した土地等の面積	12	平方メートル	場合	圧縮限度超過額	26	(20) - (25)

**13欄**

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85の3第1項」又は「第4項」※  
②区分番号に、「10263」  
③当該別表十三(十)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の3第4項」、それ以外は「第68条の85の3第1項」

**20欄**

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85の3第1項」又は「第4項」※  
②区分番号に、「10263」  
③当該別表十三(十)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の3第4項」、それ以外は「第68条の85の3第1項」

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の  
圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

別表十三(十一)

平成二十二年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細							
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
先行取得土地等の取得価額	取得価額	円	円	円	円	円	
	前期までに損金算入された積立金計上額						
	差引取得価額 (6)-(7)						
譲渡土地等の譲渡年月日						計	
譲渡土地等の所在地							
譲渡利益金額の計算	対価の額				円	円	
	譲渡直前の帳簿価額						
	譲渡に要した経費の額						
	計 (12)+(13)						
	譲渡利益金額 (11)-(14)	15					
圧縮限度額の計算							
		①	②	③	④	⑤	
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮限度額の計算	(15)の計×(80%又は60%)	18					
	(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
	(18)-(19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17)-(21)	22						

**17欄**

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の85の4第1項又は第7項」※
- ②区分番号に、「10264」
- ③当該別表十三(十一)17欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の4第7項」、それ以外は「第68条の85の4第1項」

別表十三(十二)

5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
円			円
賦課金の額	1	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3	圧縮限度額 の計算 圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7
		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8

別表十三(十二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

5欄

技術研究組合の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の94第1項」
- ②区分番号に、「10265」
- ③当該別表十三(十二)5欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

法 0301-1312



別表十三(十三)

8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

別表十三(十三) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1	告示年月日	4	平	・	・
		告示番号	5	第		号
		交付を受けた助成金等の額	6			円

**8欄**

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第1項」

②区分番号に、「10271」

③当該別表十三(十三)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18	
			(12) - (14)		
			繰入限度超過額	19	
			(17) - (18)		
			翌当初の特別勘定の金額	20	
			(17) - (19)		

**17欄**

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第4項」又は「第6項」※

②区分番号に、「10273」

③当該別表十三(十三)17欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第6項」、それ以外は「第68条の102第4項」

**13欄**

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102第2項」又は「第3項」※

②区分番号に、「10272」

③当該別表十三(十三)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第3項」、それ以外は「第68条の102第2項」

固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14	
圧縮限度額の計算	15	(14)又は((14)-1円)
圧縮限度超過額	16	(13) - (15)
算		(20) - (21) - (22)

26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名	円	円				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(25の計)	1	円	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{5}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{5}{100}$	14	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(26の計)	2	円	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額(12)	15	円
		その他の寄附金額	3	円	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $(14) + (15) \times \frac{1}{2}$	16	円
		計(1)+(2)+(3)	4	円	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17	円
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	円	指定寄附金等の金額(1)	18	円
		同上	6	円	対する寄附金額	19	円
同上の	同上の	同上	7	円	同上の寄附金以外の寄附金額(4)-(19)	20	円
		同上	8	円	金額に算入されない金額又は(13)-(17)-(18)	21	円
		同上	9	円	者に対する寄附金額(19)	22	円
		同上	10	円	ある法人に対する寄附金額(5)	23	円
一般寄附金	計	11	円	計(1)+(2)+(3)	24	円	

**26欄**

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の96第1項」

②区分番号に、「10267」

③当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告	番	号	寄附金の用途	寄附金額
						25
						円
					計	

特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用会社若しくは特定地域雇用等促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所	在	地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
						26
						円
					計	

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所	在	地	特定公益信託の名称	支出金額
						円

個別帰属額の計算

連結法人名	円	円				
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28	円	$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$		
	その他の寄附金額	29	円	損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35	円
	計(27)+(28)+(29)	30	円	$(21) \times \frac{(27) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$		
	国外関連者に対する寄附金額	31	円	個別帰属額(31)+(33)+(35)	36	円
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(30)-(31)	32	円			
完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33	円				



○ 別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号イ)	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ロ)	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「32」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(一)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額（区分ごとの合計）





○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「36」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「36」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号イ）	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号ロ）	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「36」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「36」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「37」の欄の金額（区分ごとの合計）

別表十六(三)

32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(三) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
資産区分	2								
取得年月日	3								
事業の用に供した年月	4								
取得価額又は製作価額	5	外	円	外	円	外	円	外	円
取得価額	6								
圧縮記帳による積立金計上額	7								
差引取得価額 (6)-(7)	8								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9								
期末現在の積立金の額	10								
積立金の期中取崩額	11								
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13								
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外	
合計 (12)+(13)+(14)	15								
鉱山の命数	16		年		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17								
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19								
当期産出鉱量	20								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21		円		円		円		円
差引取得価額 × 5% (8) × 100 / 5	22								
旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)-(22)	23								
(15) > (23) の場合 鉱量1トン当たり償却金額 (23) / (18) 又は (19) のうち少ないトン数	24								
算出償却額 (20) × (24) 又は (15) - (23)	25								
(15) ≤ (23) の場合 算出償却額 (20) × 1円 / 50	26								
平成19年4月分以後取得分の普通償却限度額	27								
生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	28								
鉱量1トン当たり償却金額 (18) 又は (19) のうち少ないトン数	29								
算出償却額 (20) × (29)	30								
当期分の普通償却限度額 (25)、(26) 又は (29)	31		条 項		条 項		条 項		条 項
特別償却限度額 (租税特別措置法適用条項)	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33								
合計 (30)+(31)+(32)	34								
当期償却額	35								
償却不足額 (34) - (35)	36								
償却超過額 (35) - (34)	37								
前期からの繰越額	38	外		外		外		外	
当認期間償却不足によるもの	39								
積立金取崩しによるもの	40								
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44								
翌繰内不足額	45		平 . . . 平 . . .						
当期分不足額	46								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47								
備考									

P57~P60参照

P60参照

○ 別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号イ）	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号ロ）	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「32」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	



法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「32」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(三)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「33」の欄の金額（区分ごとの合計）

28欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ( )

別表十六(四) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1										
	構造	2										
	細目	3										
	契約年月日	4	・	・	・	・	・	・				
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5										
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外	円	
		圧縮記帳による積立金計上額	7									
		差引取得価額 (6)-(7)	8									
		見積残存価額	9									
		償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10									
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平	:	:	平	:	:	平	:	:
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円	外	円	
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13									
		差引取得価額 (12)-(13)	14									
		残価保証額	15									
償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)	16											
リース期間定額法	取得価額	17	外							外		
	残価保証額	18										
	償却額計算の基礎となる金額 (17)-(18)	19										
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20										
	期末現在の積立金の額	21										
	積立金の期中取崩額	22										
	差引帳簿記載金額 (20)-(21)-(22)	23	外△		外△		外△		外△		外△	
リース期間又は改定リース期間の月数	24	( )	月	( )	月	( )	月	( )	月	( )		
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25											
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(24)	26		円		円		円		円		
	特別償却限度額	27	( )	条	( )	条	( )	条	( )	条	( )	
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	外	円	外	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29										
合計 (26)+(27)+(29)	30											
当期償却額	31											
差引	償却不足額 (30)-(31)	32										
	償却超過額 (31)-(30)	33										
償却超過額	前期からの繰越額	34	外		外		外		外		外	
	当期内容積立金	35										
	積立金取崩しによるもの	36										
差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)	37											
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)-(33))と(28)+(29)のうち少ない金額	38										
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39										
	差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40										
	翌期繰越額の	41	平	・	・	平	・	・	平	・	・	
当期分不足額	42											
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)-(33))と(28)のうち少ない金額	43											
備考												

P62~P65参照

P65参照

○ 別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号イ）	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号ロ）	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「28」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「28」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(四)「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「29」の欄の金額（区分ごとの合計）

別表十六(五)

30欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(五) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額 (7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計 (13)+(14)+(15)	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額	18								
旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{100}{100}$	19								
旧定額法の償却率	20								
旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円				円		円
旧定率法の償却率	22								
算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円				円		円
定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24								
定額法の償却率	25								
定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26		円				円		円
定率法の償却率	27								
算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円				円		円
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29								
特別償却限度額	30	(外)		(外)		(外)		(外)	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31								
合計 (29)+(30)+(31)	32								
差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33								
当期償却可能限度額	34								
当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	35								
取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36								
償却限度額 (35)+(36)	37								
当期償却額	38								
償却不足額 (37)-(38)	39								
償却超過額 (38)-(37)	40								
前期からの繰越額	41	外						外	
当期認められる償却不足によるもの	42								
積立金取崩しによるもの	43								
差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)+(31)のうち少ない金額	45								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47								
翌期繰越額	48	平	・	平	・	平	・	平	・
当期分不足額	49								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)のうち少ない金額	50								
備考									

P67~P70参照

P70参照

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	



法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号イ）	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号ロ）	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「30」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「31」の欄の金額（区分ごとの合計）

別表十六(七)

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
法人名 ( )

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(租税特別措置法第67条の5又は第68条の2)の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円(当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額)が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	目次	取得価額								
			取得価額又は製作価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	差引改定取得価額 (5)-(6)	円	円	円	円	円	
区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月		4								
取得価額	取得価額又は製作価額		5								
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6								
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7								
区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月		4								
取得価額	取得価額又は製作価額		5								
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6								
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7								
区分	種	類	1								
	構	造	2								
	細	目	3								
	事業の用に供した年月		4								
取得価額	取得価額又は製作価額		5								
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6								
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7								
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)										8	円

**8欄**  
 中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の  
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の102の2第1項」  
 ②区分番号に、「10274」  
 ③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)を記載してください

9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ( )

別表十六(九) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	第	第	計
種	類	2	第	第	第	第	第	第	
産	構造・区分・設備の種類	3	第	第	第	第	第	第	
区	細目	4	第	第	第	第	第	第	
分	事業の用に供した年月日	5	平	.	.	平	.	.	平
	耐用年数	6			年			年	年
当	期積立額	7			円			円	円
当	期の特	8							
期積	立限	9							
立限	度額	10							
差	引	11							
引	積立不足額	12							
積	立不	13							
立不	足額	14							
差	引	15							
引	翌期	16							
積	立不	17							
立不	足額	18							
差	引	19							
引	翌期	20							
積	立不	21							
立不	足額	22							
差	引	23							
引	翌期	24							
積	立不	25							
立不	足額	26							
差	引	27							
引	翌期	28							
積	立不	29							
立不	足額	30							
差	引	31							
引	翌期	32							
積	立不	33							
立不	足額	34							
差	引	35							
引	翌期	36							
積	立不	37							
立不	足額	38							
差	引	39							
引	翌期	40							
積	立不	41							
立不	足額	42							
差	引	43							
引	翌期	44							
積	立不	45							
立不	足額	46							
差	引	47							
引	翌期	48							
積	立不	49							
立不	足額	50							
差	引	51							
引	翌期	52							
積	立不	53							
立不	足額	54							
差	引	55							
引	翌期	56							
積	立不	57							
立不	足額	58							
差	引	59							
引	翌期	60							
積	立不	61							
立不	足額	62							
差	引	63							
引	翌期	64							
積	立不	65							
立不	足額	66							
差	引	67							
引	翌期	68							
積	立不	69							
立不	足額	70							
差	引	71							
引	翌期	72							
積	立不	73							
立不	足額	74							
差	引	75							
引	翌期	76							
積	立不	77							
立不	足額	78							
差	引	79							
引	翌期	80							
積	立不	81							
立不	足額	82							
差	引	83							
引	翌期	84							
積	立不	85							
立不	足額	86							
差	引	87							
引	翌期	88							
積	立不	89							
立不	足額	90							
差	引	91							
引	翌期	92							
積	立不	93							
立不	足額	94							
差	引	95							
引	翌期	96							
積	立不	97							
立不	足額	98							
差	引	99							
引	翌期	100							

P73~P77参照

P77~P81参照

平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (30)-(31)-(32)
	29		30	均等取崩しによる場合 (29)×84	
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第1号）	10015	「9」の欄の金額（区分ごとの合計）※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第2号）	10019	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第3号）	10023	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第4号）	10027	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号））	10032	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号））	10035	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号））	10038	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号））	10041	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の12第1項第1号）	10046	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の12第1項第2号）	10049	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 3 号)	10052	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 4 号)	10055	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 5 号)	10058	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 6 号)	10061	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 7 号)	10064	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 12 第 1 項第 8 号)	10067	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10083	
公害防止用設備の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10088	
船舶の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10091	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10094	
地震防災対策用資産の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10097	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10100	
事業革新設備等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 21 第 1 項)	10103	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 21 第 2 項)	10106	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 21 第 3 項)	10109	
共同利用施設の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10112	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10115	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ))	10118	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ))	10121	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ))	10124	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ))	10127	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10130	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10133	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10136	



法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 1 号)	10139	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※ 「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 2 号)	10142	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 3 号)	10145	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 2 項)	10148	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 3 項)	10151	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10154	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 1 項)	10157	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 1 号)	10160	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 2 号)	10163	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 3 号)	10166	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 4 号)	10169	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10172	「9」の欄の金額（区分ごとの合計）※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
事業所内託児施設等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10175	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10178	
特定再開発建築物等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10181	
倉庫用建物等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10184	

○ 別表十六（九）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 1 号）	10014	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 2 号）	10018	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 3 号）	10022	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 4 号）	10026	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 11 第 1 項（第 42 条の 6 第 1 項第 1 号））	10031	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 11 第 1 項（第 42 条の 6 第 1 項第 2 号））	10034	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小連結法人が機械等を取 得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の11第1項(第 42条の6第1項第3号))	10037	「20」の欄の金額(区 分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の11第1項(第 42条の6第1項第4号))	10040	
事業基盤強化設備等を取 得した場合等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 1号)	10045	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 2号)	10048	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 3号)	10051	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 4号)	10054	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 5号)	10057	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 6号)	10060	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 7号)	10063	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 8号)	10066	
沖縄の特定中小連結法人が 経営革新設備等を取 得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」	10082	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」	10087	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10090	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10093	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10099	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第1項）	10102	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第2項）	10105	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第3項）	10108	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ））	10117	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ））	10120	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ））	10123	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ））	10126	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10129	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10132	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10135	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第1号）	10138	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第2号）	10141	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第3号）	10144	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第2項）	10147	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第3項）	10150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第1項）	10156	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第1号）	10159	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第2号）	10162	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第3号）	10165	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」(第68条の31第2項の表の第4号)	10168	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10171	
事業所内託児施設の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10174	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10177	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10180	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10183	